



2024年5月29日

各 位

会社名 株式会社エー・ピーホールディングス
代表者名 代表取締役会長 兼 社長 米山 久
(コード：3175)
問い合わせ先 経営企画・IR室 室長 坂上 輝瑛
(TEL. 03-6435-8440)

取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度の改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、当社取締役（監査等委員である取締役を除く、以下「対象取締役」という。）に対する譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の改定について、2024年6月27日開催予定の第23期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 本制度の一部改定について

（1）本制度の導入目的

当社は、当社の対象取締役に、当社企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、中長期的な企業価値向上に向けた取り組みや株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として2022年6月28日開催の第21期定時株主総会にてご承認をいただき本制度を導入いたしました。

今般、当社は役員報酬制度の見直しを行うこととし、対象取締役に對し、当社企業価値の持続的な向上に向けた貢献意欲をより一層高め、中長期的な企業価値向上に向けた取り組みの強化や株主の皆様との一層の価値共有を長期間にわたって実現することを目的として、以下のとおり譲渡制限付株式報酬制度を改定することといたし、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

（2）本制度の改定内容

上記の通り導入いたしました本制度について、その目的を踏まえて、対象取締役に支給する本制度に係る金銭報酬債権の総額を年額100,000千円以内、本制度により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、発行又は処分を受ける当社の普通株式の総数は、年80,000株以内（ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする、当社の普通株式の無償割当てを含む株式分割又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整する。）とし、譲渡制限期間を株式の割当を受けた日より当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び使用人のいずれの地位も喪失するまでの期間、譲渡制限の解除条件を譲渡制限期間の開始日以降、3年が経過する日以上で当社の取締役会が予め定める日までの期間（以下「役務提供期間」とい

う。)、継続して当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び使用人のいずれかの地位にあったことにそれぞれ改定いたします。

2. 本制度の概要

本制度は、対象取締役に対し、譲渡制限付株式を付与するために金銭報酬債権を支給し、この金銭報酬債権を出資財産として現物出資させることで、対象取締役に当社普通株式を発行又は処分(以下「交付」といいます。)し、かつ、交付した株式に一定期間の譲渡制限を付した上でこれを保有させるものです。

本制度に基づく当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」という。)を締結するものとします。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により当社普通株式(以下「本割当株式」という。)の割当を受けた日より当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び使用人のいずれの地位も喪失するまでの期間(以下「譲渡制限期間」という。)、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない(以下「譲渡制限」という。)

(2) 譲渡制限の解除

対象取締役が譲渡制限期間の開始日以降、3年が経過する日以上で当社の取締役会が予め定める日までの期間(以下「役務提供期間」という。)、継続して当社又は当社子会社の取締役その他一定の地位にあったことを条件として、そのすべての株式について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該取締役が、当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に当社又は当社子会社の取締役その他の地位を喪失した場合、譲渡制限を解除する株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(3) 本割当株式の無償取得

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社の取締役会が正当と認める理由以外の理由により退任した場合等、本割当契約で定める一定の事由に該当した場合には、当社は本割当株式を当然に無償で取得する。

また、当社は、譲渡制限期間が満了した時点において、上記2.の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めに関わらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の効力発生日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除することができるものとする。

(5) 業績条件を設定した場合の取扱い

当社の取締役会において予め業績条件を設定した場合において、当該業績条件の達成度に応じて、当社は、譲渡制限を解除する本割当株式の数を、合理的に調整するものとする。この場合、当社は上記3.の定めに従い、当社の取締役会においてあらかじめ設定した業績条件の達成度が確定した時点をもって、業績の達成度に応じた数の本割当株式を当然に無償で取得する。

(6) その他取締役会で定める事項

上記のほか、本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約の改定の方法、その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

以上